

【令和 8 年 1 月採用】 松阪市民病院正規職員募集要項

※松阪市民病院は、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者である「社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会」が運営することになります。このたび、令和 8 年 1 月 1 日に松阪市民病院専属の正規職員となり、令和 8 年 4 月以降も指定管理者の正規職員として勤務していただく方を募集します

○募集職種 ： ■ 看護師
 ■ 臨床検査技師
 ■ 管理栄養士
 ■ 事務職
 ■ 労務職

○採用予定人数： 募集職種合計 30 人程度

○採用予定時期： 令和 8 年 1 月 1 日

○応募資格 ： 次の全てに該当する方

- ① 昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた方
- ② 令和 7 年 6 月 1 日時点で、病床数 200 床以上の病院での実務経験がある方
- ③ 指定管理開始後も社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会の職員として継続して勤務できる方
- ④ 地方公務員法第 16 条各号に定める欠格条項のいずれにも該当しないこと
- ⑤ 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍の方は選考後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職には任用できません

○応募期間 ： 令和 7 年 6 月 10 日（火）～令和 7 年 6 月 30 日（月）（必着）
 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土曜・日曜日、祝日を除く）

○応募方法 ： 応募期間内に提出書類を経営管理課へ提出（郵送または持参）

○提出書類 ： ・履歴書（指定様式）
 ・看護師、臨床検査技師、管理栄養士を希望される方は、当該免許証の写し
 ※全て A4 サイズで提出してください

○一次試験 ： 日時 令和 7 年 7 月 13 日（日） 午前 9 時 30 分～（予定）
 ※人数が多い場合は、午前・午後の 2 回に分けて実施予定
 会場 松阪市民病院
 内容 小論文、適性検査、専門試験＊
 （＊専門試験は臨床検査技師のみ）

○二次試験 ： 日時 一次試験合格者に連絡します
 内容 面接試験

○合否決定 ： 令和 7 年 8 月頃

■注意事項■

※複数の職種を同時に受験することはできません

※履歴書の「希望職種欄」には、上記「○募集職種」欄の職種を記入してください

また、看護師、臨床検査技師または事務職を希望の方で、別途実施している令和 8 年 4 月採用の募集に同時に応募される場合は、希望採用日について、第一希望に「1」、第二希望に「2」を記入してください（1 月採用のみ希望の場合は第一希望「1」のみ記入してください）

※令和 8 年 3 月 31 日に退職となります。任用期間は 3 か月となりますが、松阪市職員退職手当支給条例第 6 条の 5 の規定を適用しますので、退職手当が支給されます。第 6 条の 6 の退職手当の特例（未消化年休分の加算）も適用されます

※令和 8 年 4 月 1 日からは、指定管理者である社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会の正規職員として勤務していただく予定です

職種	提出書類・資格・職務内容等	試験内容	募集人員
看護師	・履歴書（指定用紙） ・看護師免許証の写し	一次：小論文、適性検査 二次：面接	30 人 程度
臨床検査技師	・履歴書（指定用紙） ・臨床検査技師証の写し	一次：小論文、適性検査 専門試験 二次：面接	
管理栄養士	・履歴書（指定用紙） ・管理栄養士免許証の写し	一次：小論文、適性検査 二次：面接	
事務職	・履歴書（指定用紙） （秘書、一般事務、診療情報管理士、 医師補助、治験事務補助等を含みます）	一次：小論文、適性検査 二次：面接	
労務職	・履歴書（指定用紙） （業務内容：業務補助、受付、清掃、 患者案内、誘導、診察の介助、 配膳、書類整理、運搬等）	一次：小論文、適性検査 二次：面接	

※履歴書等の用紙はホームページからダウンロードできます

※合格後、在職期間証明書の提出をお願いします

（松阪市民病院に会計年度任用職員として勤務されていた期間の分は不要です）

【給料（初任給）等】

「松阪市職員の給与に関する条例」等の定めるところにより、給料及び諸手当が支給されます

《看護師・新卒者の場合》

大学卒　：月額　253,100円

短大3卒：月額　249,000円

短大卒　：月額　245,000円

《事務職員・新卒者の場合》

大学卒　：月額　220,000円

短大卒　：月額　204,400円

高校卒　：月額　188,000円

※職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります

（合格後、前歴証明書の提出をお願いします）

※当院会計年度任用職員の方で同職種に採用された場合は8割換算します

※上記金額は令和7年4月現在のものにつき、民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準じて給与改定を行うことがあります。また、令和8年4月以降は三重県済生会の基準に基づいた給与となります

【勤務日】

月曜日～金曜日の週5日

※配属先により、休日・夜間勤務、日当直等あり

【勤務時間】

7時間45分／日　※原則、午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）

【休日】

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※採用後、同職種内で人事異動が行われる場合があります

例：労務職（看護補助→検査補助　等）

※勤務日、勤務時間、休日は配属される部署により異なる場合があります

連絡先　〒515-8544　松阪市殿町1550番地　松阪市民病院経営管理課　（電話 0598-23-1515）

《参考 1》

○地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《参考 2》

○外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

松阪市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

（１） 公権力の行使に相当する職務

- 1 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- 2 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- 3 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- 4 その他公権力の行使に該当することとなる職務

（２） 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、松阪市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。